

店舗の管理及び運営に関する事項について（許可の内容等）

- 許可の区分／店舗販売業
- 許可証の記載事項／【開設者名】株式会社やずや【店舗名】やず薬堂【店舗所在地】〒815-8686 福岡県福岡市南区那の川 1-6-14【所管自治体】福岡市南保健所【許可番号】第 9R044011 号【許可期間】2023 年 3 月 13 日から 2028 年 12 月 31 日まで
- 店舗管理者名／【薬剤師】中美絵
- 勤務する薬剤師、登録販売者及び担当業務／【薬剤師】中美絵（担当業務：販売管理、相談、発送）【登録販売者】片山由梨（担当業務：販売管理、相談、発送）
- 取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分／第 2 類医薬品、第 3 類医薬品
- 勤務する者の名札等による区分に関する説明／薬剤師：名札（資格と氏名）、登録販売者：名札（資格と氏名）
- 営業時間／月～金 9:00～17:45（土日祝除く）
- 注文のみ受付時間（薬剤師・登録販売者での対応は出来かねます。）／
平日 17:45～18:00、土日祝 10:00～18:00
- 営業時間外で相談できる時間／なし
- 薬剤師、登録販売者の勤務シフト／【薬剤師】営業時間と同じ（中美絵）【登録販売者】営業時間と同じ（片山由梨）
- 相談・緊急時の電話番号／0120-828-789（10:00～17:45 土日祝除く）
- 特定販売の申し込み受理の時間／10:00～18:00（月～日・祝）
- 医薬品の使用期限／当店では使用期限が 3 カ月以上ある医薬品を販売いたします。
- URL : <https://www.yazuya.com/>

店舗外観



陳列状況



要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項

1. 医薬品の区分の定義、医薬品のリスク区分の表示

要指導医薬品及び一般用医薬品はリスク別に分類されています。

医薬品のリスク分類		定義	リスク区分表示
要指導医薬品		医療用から一般用に移行して間もなく、一般用としてリスクが確定していない薬（スイッチ直後品目等）や劇薬等	要指導医薬品
一般用 医薬品	第1類医薬品	特にリスクの高い医薬品。一般用医薬品としての使用経験が少ない等、安全性上、特に注意を要する成分を含む医薬品。	第1類医薬品
	指定第2類医薬品	第2類医薬品のうち、リスクが比較的高いもので、特に注意を要する成分を含む医薬品。	第②類医薬品 または 第2類医薬品
	第2類医薬品	リスクが比較的高い医薬品。その副作用等により、日常生活に支障を来す程度の健康被害が生じる恐れがある成分を含む医薬品。	第2類医薬品
	第3類医薬品	リスクが比較的低い医薬品。日常生活に支障を来す程度ではないが、身体の変調や不調が生じる恐れがある成分を含む医薬品。	第3類医薬品

2. 医薬品のリスク区分の情報提供に関する解説

医薬品には、それぞれ情報提供の義務・努力義務があり、対応する専門家も下記のように決まっています。登録販売者とは、都道府県の試験に合格した一般用医薬品の販売を担う専門家です。

医薬品のリスク分類		対応する専門家	質問がなくても行う情報提供	相談があった場合の応答
要指導医薬品		薬剤師	義務（文書及び対面で）	義務
第1類医薬品			義務（書面で）	
一般用 医薬品	第2類医薬品 （指定第2類医薬品）	薬剤師 または	努力義務	
	第3類医薬品	登録販売者	不要（法律上定めなし）	

3. 指定第2類医薬品に関する留意事項

指定第2類医薬品を購入する場合は禁忌事項をご確認ください。指定第2類医薬品を使用する場合は、薬剤師または登録販売者に相談されることをお勧めします。

4. 要指導医薬品及び一般用医薬品の陳列に関する解説

要指導医薬品及び第1類医薬品の陳列は、薬剤師より対面で直接情報提供を受けてご購入いただくために、お客様が直接手に取れない陳列となります。指定第2類医薬品の陳列は、専門家が在籍する情報提供カウンターより7メートル以内に陳列します。第2類医薬品、第3類医薬品については、許可を受けた医薬品売場に陳列します。

5. 一般用医薬品の販売陳列表示に関する解説

医薬品のリスク分類ごとに区分して陳列棚に配置し、その陳列棚にも表示します。

6. 一般用医薬品の販売サイト上の表示の解説

- ・ 第1類医薬品は商品名に「第1類医薬品」と表示し、枠で囲みます。
- ・ 指定第2類医薬品は商品名に「指定第2類医薬品」と表示し、枠で囲みます。
- ・ 第2類医薬品は商品名に「第2類医薬品」と表示し、枠で囲みます。
- ・ 第3類医薬品は商品名に「第3類医薬品」と表示し、枠で囲みます。

なおWEBサイト上ではリスク区分ごとに別々に表示し、他リスク区分の医薬品と混在しないように表示します。

7. 医薬品による健康被害救済制度に関する解説

「医薬品副作用被害救済制度」…医薬品を適正に使用したにもかかわらず副作用により、入院治療程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金等の給付を行う制度です。救済の認定基準や手続きについては、下記にお問い合わせください。

【独立行政法人医薬品医療機器総合機構】 <https://www.pmda.go.jp/index.html>

【救済制度相談窓口】 電話：0120-149-931（月～金 9:00～17:00 祝日・年末年始を除く）

8. 個人情報の適正な取り扱いを確保するための措置

お客様の個人情報は、サービスを提供するうえで欠かせない確認や案内、当社の情報提供などに利用させていただきます。お客様の許可なく第三者への提供は一切いたしません。

当社の個人情報は<https://www.yazuya.com/assets/common_privacy/index.html>をご確認ください。

9. その他、必要な事項

医薬品は使用上の注意をよく読み、用法・用量を守って正しくお使いください。